

安倍内閣支持率 35%へ急落 (毎日新聞 不支持は 51% へ急増)、共同通信調査では 10%近く下落し 38% ～「平和安全法案」採決強行に広がる疑問・不安・怒り～

「平和安全法制=安保法制=戦争法案」採決強行直後の7月17日に毎日新聞が行った世論調査によれば、安倍内閣支持率が8%減の35%に急落した一方、支持率は7%減の35%と第二次安倍政権発足後初めて3割台に急落したとのこと。さらに、「(7月15日の委員会) 強行採決は問題だ」が68%、「(法案が成立すれば) 戦争に巻き込まれる恐れが強まる」が64%、「(9月27日までの) 会期延長には反対」が63%と、それぞれ高い数値を示しています。共同通信の世論調査でも、支持率が6月調査から9.75ポイント下落し37.7%となっています。

これは、安保法制の衆議院での強行採決・採決強行、大幅延長の上で数を頼りに強行しようとする安倍政権への世論の「回答」とも言えるもので、今後、参議院での法案審議の中で法案の違憲性・危険性がさらに明らかになり、法案についての「国民の理解」が進めばさらに支持率低下・不支持増加が急速に進むとされます。

こうした世論の変化に対して、自民党の高村正彦副総裁は19日朝のNHK特集番組で、「支持率を犠牲にしても、国民のために必要なことはやってきたのがわが党の誇るべき歴史だ」と述べ、安倍首相は20日「我々は支持率のために政治をやっている訳ではない」と述べるなど、あくまでも「平和安全法制=安保法制=戦争法案」の今国会成立を目指す考えを強調する有様です。



山口大学の学生も考え始めています

～「安保法制問題連続自主講座」開かれる(7/7, 14, 21)

経済学部の塚田教授と同教授ゼミ生による自主講座「安保法制を考える」が、7月7日・14日・21日の三回連続で開催され、教職員・市民等も参加し、熱心な討論が交わされました。

「講座」では、「徴兵制が導入されるのだろうか」「戸締まりは必要ではないか」「衆議院で可決されたが参議院では委員会も設置されないのはどうか」等の率直な疑問等が出されました。一方、「海外での武力行使を可能にすることをアメリカで約束してくるのはおかしい」「医療など国際支援活動の安全は平和憲法があるからこそ。その解釈変更は極めて危険では」等、正面からの議論もありました。

今回、ここ数十年来なかったような反対運動の盛り上がりや世論の高まりが広がっていますが、特徴的なことは特に国会前行動でのSEALDSの呼びかける行動への大勢の若者の参加に代表される「若い人」からの不安・怒りの声・行動がまきおこっていることです。山口でも、山口大学でも、そうした動きが広がることが期待されます。

山口大学関係者の意見表明 (平和安全法制諸法案

撤回を) への賛同者200名を越える(6/23⇒7/15)

増山名誉教授(元理学部長)など12名の山口大学関係者が6月23日に発した、「平和安全法制」に関する山口大学関係者の意見表明(安倍内閣は「平和安全法制」の諸法案を撤回すべきである:4面に掲載)への賛同者が7月15日に200名を越え、18日には239名に達したとのこと。同様の動きは、島根大学・岩手大学等、全国各地で始まっています。

以下、賛同者の方からの「声」の一部を紹介します。

- ・平和憲法は日本人の誇りです。ささやかな協力しかできませんが、この運動の広がりを感じています。
- ・大学人は、72年前の神宮外苑での学徒出陣のような事が二度と行われることのないように、全力で学生を守らなければならない。絵筆を銃に持ち替えさせられ、無念の思いで戦地に散った信州・無言館の画学生。このような学生達を二度と生み出してはいけない。大学は平和や民主主義の最後の砦だと思います。頑張りましょう。
- ・戦後70年間も戦争をしないと世界に宣言してきた今日、一内閣が国民世論の半数以上が反対する中で、解釈改憲を根拠に お友達米国と世界中に出かけて行って戦争できるようにする法案を無理やり通そうとすることなどあってはなりません。
- ・現状は、憲法が権力の歯止めとして全く機能していないことを示しております。憲法を無視できる政治家を育ててしまったという責任の一端が、一般国民にもあるとするなら今度こそ、今回の違憲な『平和安全法制』の諸法案を撤回させるべく、努力しなくてはなりません。
- ・憲法を守ることを義務づけられている総理大臣自ら、憲法違反であることを知りながら数を頼りに押し切ろうとしている。絶対に許せない。・明らかに憲法違反の法律であり、立法そのものが許されていません。たとえ「60日条項」の適用が可能になったとしても、絶対にあきらめずに、あらゆる知恵と力を尽くして、撤回、廃案に追い込むまで頑張り抜きましょう。

下村文科相、「国旗・国歌要請」を強行（6/16）



～東北・京都・琉球・滋賀等の学長、違和感等表明

6月16日に行われた国立大学等学長会議の席上、下村文部科学大臣は「国旗・国歌が国民に定着していること、国旗・国歌法が平成11年(1999年)8月に施行されたことも踏まえ、取扱いについて適切にご判断いただきたい」と「要請」したとのこと。これに対してすでに東北大学の里見学長（国立大学協会会長・「萎縮しないように頑張りたい」）をはじめ、数大学の学長が「違和感」を表明したと伝えられます。

- 滋賀大・佐和隆光学長：「納税者に対して教育研究で貢献することが大学の責任だ。要請に従う必要はないと思う」
- 琉球大・大城肇学長：「創立以来国旗掲揚・国歌斉唱は行っていない。学内での議論は棚上げしたい」「アジアからの留学生がどう思うか。国旗国歌は強制すべきものではない」
- 京都大・山極寿一学長：「下村氏は『適切に』と言っており、大学の自治を尊重してくれていると考えている。これまでの伝統を踏まえて適切に議論する」

さらに、一般紙等でも学問の自由への侵害を危惧する社説が掲げられています。

大学人・知識人からは4月28日に「学問の自由を考える会」による意見表明が行われていますが、これへの賛同者はすでに3千名（7月2日集約分。他に市民等約1千名）に達するなど、全国からこの動きを憂慮し反対する声がひろがりつつあります。

◆「学問の自由を考える会」、国立大学への「君が代斉唱・日の丸掲揚要請」問題でシンポジウム（7/4, 東大構内 500人参加）

7月4日、「学問の自由を考える会」が主催した公開シンポジウム「学問の自由をめぐる危機」が東京大学構内で開催され、おおよそ500人が参加しました。シンポジウムは、政府・文科省の国立大学への「国歌掲揚・国歌斉唱要請」は、学問の自由を保障した憲法23条に反するとの立場を踏まえて、国立大学のみならず私立大学からも著名な研究者がパネリストとして登場し、それぞれ「要請」の不当性を指摘しました。

☆入学式・卒業式での「君が代斉唱要請」を安易に受け入れるな～学長宛てに申し入れ書提出（6/10）

組合はこの問題を重視し、6月10日（水）に岡学長に対して「文科省からの卒業式等での国旗掲揚・国歌斉唱要請問題について」との申し入れ書を提出し、当面懇談の場を設定するよう求めています。

2015年（平成27年）6月10日

山口大学長 岡 正朗 殿

山口大学教職員組合
執行委員長 鴨崎義春

文科省からの卒業式等での国旗掲揚・国歌斉唱要請問題について（申し入れ）

貴職におかれては、厳しい財政状況のもと山口大学の教育研究活動等の維持・発展へ向けての御尽力、敬意を表します。

さて、4月9日の参議院予算委員会の中で、安倍晋三首相が卒業式での国旗掲揚・国歌斉唱に関する質問に対して、国立大学が「税金によって賄われていることに鑑みれば、教育基本法にのっとって正しく実施されるべき」と答弁し、下村博文文部科学相が「広く国民に定着し、国旗国歌法が施行されたことを踏まえて、各大学で適切な対応が取られるよう要請したい」と述べたとのことについては、御承知のことかと思えます。

これに対して、すでに大学関係者をはじめ各方面から「学問の自由（憲法23条）」「思想及び良心の自由（憲法19条）」を侵害し「大学の自治」の理念に反するとして憂慮し、反対する立場からの声明が発せられています。また、メディアにおいても例えば5月31日付け日経新聞「中外時報」で「文科省は交付金配分と改革督励を通じて国立大への支配を強めてきた。その延長線上に今回の問題がある」「教育・研究への無頓着な干渉もやむなしというなら大学は衰弱するばかりだ。学問の自由が保障されぬ大学からは多様な『知』は生まれず、イノベーションも遠ざかるう」として、政府に対する「自制」を求めています。

教育基本法は第7条2項で「自主性、自立性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない」と規定しています。「君が代」はこれまで各学校現場でその「強制」を巡って様々な反対の声、さらには「思想・良心の自由への侵害」とする訴訟さえ起きてきました。このことに関わって去る5月25日、「君が代斉唱時不起立を理由とする再雇用拒否事件（東京都立高校）」に対する訴訟について東京地裁がこれを「裁量権の濫用」等として賠償を命じております。

こうした様々な議論・受け止めのある「国歌」だからこそ、今日でも大多数の国立大学が式典等での「君が代斉唱」を行っていませんし、東京大学・京都大学をはじめとする12大学では「日の丸掲揚」も行っていない。希望に胸ふくらませる新入学生、母校山口大学を巣立つ卒業生に複雑な思いを強いる「君が代斉唱」などあってはならないことと考えます。さらに、山口大学には韓国・中国はじめ多数の外国人留学生も在籍しています。70年前までの日本がアジア諸国に強いてきた負の歴史も合わせ考えるべきではないでしょうか。

伝えられるところによると、文部科学省は6月15日に開催される国立大学協会総会終了後の全国学長会議の席上において、口頭で「要請」する予定とのことですが、山口大学におかれてはなんら法的根拠もなく強制力もない「要請」を受け入れることのないよう強く求めるとともに、私どもの懇談の場を設定いただくよう申し入れるものです。

組合員の皆さんへお知らせ



組合費は7月からチェックオフ（一次控除）になりました。それに伴い給与明細では「その他」に表示されます。但し、病気休暇・育児休暇中の方は今まで通り二次控除です。

安倍内閣は「平和安全法制」の諸法案を撤回すべきである

昨年の7月1日の閣議決定とそれに基づくとして今国会に付議した平和安全法制によって、安倍内閣は日本が集団的自衛権の行使ができるようにすることを提案している。しかしこれは、戦後長きにわたって私たちが日本国憲法のもとで自らに課してきた平和・防衛方針、他国を攻撃せず、自国が攻撃されたときにのみ自衛のために武力を行使できるという考えを大きく変えることを求めるものである。したがってこのような根本的な国家の方針の変更は国民全体による最大限の熟考・熟慮を経た上で慎重の上にも慎重に行われるべきものである。すでに国会の参考人陳述において憲法学者や元法制局長官等から憲法に反するという強い懸念が出ていることもこのことを示していると言えよう。

日本国民が敗戦の痛切な反省に基づいて、1946年の憲法公布以降、一貫してその憲法が定めた内容であると信じてきた基本方針をもし変えようとするならば、憲法そのものの改正が必要である。そしてそのためには、憲政と議会制民主主義の王道として、安倍首相はまず国政選挙でこの方針を最重要な争点として国民に訴えて国民の賛否を問い、その上で国会に提案し、十分に議論した上で、最後に国民投票によって国民の判断を仰ぐという三つの手順を踏むべきであった。

しかし安倍氏と自民党が直近の国政選挙で争点として訴えたのは「消費税の引き上げを延期すること」であったことは記憶に新しい。こうした別争点によって得た多数をもって、今国会において「安全法制」の議論を進め、会期の延長と採決を図ろうとすることは、どうてい議会制民主主義の正しい姿と言えるものではない。このことは本法制それ自体への賛否にかかわらず、国民大多数の感じるところであろう。

このように、現在行われている国会での議論は、そもそも、上の手続きの最初の重要段階、つまり国政選挙で国民に争点を訴えるという段階を回避して始まったものである。まずこの点から安倍内閣はやりなおすべきである。したがって安倍内閣はまず現法案を撤回すること、そして次の国政選挙においてそれを訴え、その後の国会で十分な議論を行い、そして最後に国民投票によって国民の判断を仰ぐという、議会政治の正しい手順に戻るべきである。

こうした正面からの憲法改正議論の中においてはじめて、国会で現在すでに論戦が行われている同法案の是非、またその核心としての「情勢の変化」の内容、評価と、またそれに対応するために集団的自衛権の行使がはたして真に必要なのか、それが是なのかの問題が、正しい議会制民主主義の手続きにのっとったものとしてあらためて議論されうるであろう。

こうした憲政国家の正道に立ち帰ることなく、現行の「多数議席」に頼って同法案を強行しようとするならば、それは安倍政権と与党に対する国民の深刻な失望を生む以外のなにものをももたらさないであろう。

2015年6月23日

呼びかけ人

荊木康臣（農学部教授）

添田建治郎（元人文学部、名誉教授）

田中秀平（元農学部、名誉教授）

外山英昭（元教育学部、名誉教授）

増山博行（元理学部、名誉教授）

三原敏秀（事務職員）

嶋崎義春（元事務職員）

滝野正二郎（人文学部准教授）

塚田広人（経済学部教授）

藤沢健太（時間学研究所教授）

溝田忠人（元工学部、名誉教授）

森下 徹（教育学部教授）

最新の呼びかけ人名および賛同者人数は [http:// jsa-yama.at.webry.info/](http://jsa-yama.at.webry.info/) に記載されます。

